

審査基準整理票

処分名	自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給認定		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	(条項) 第54条	
基準法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日 厚生労働省令第19号)	(条項) 第29条、第35条 (条項) 第36条、第37条、第38条、第38の2、第39条、第40条	
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	—

- 【審査基準】
- ・文書の名称 【自立支援医療費の支給認定について平成18年障発第0303002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

[自立支援医療の支給認定基準]

自立支援医療費の支給認定の基準は上記法令及び【自立支援医療費の支給認定について平成18年障発第0303002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】に定める基準とする。なお上記資料は担当課に据え置く。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。